

高砂地区震災復興まちづくり訓練 ガイダンス ～復興について学ぶ～

令和5年8月19日（土）14：00～16：00

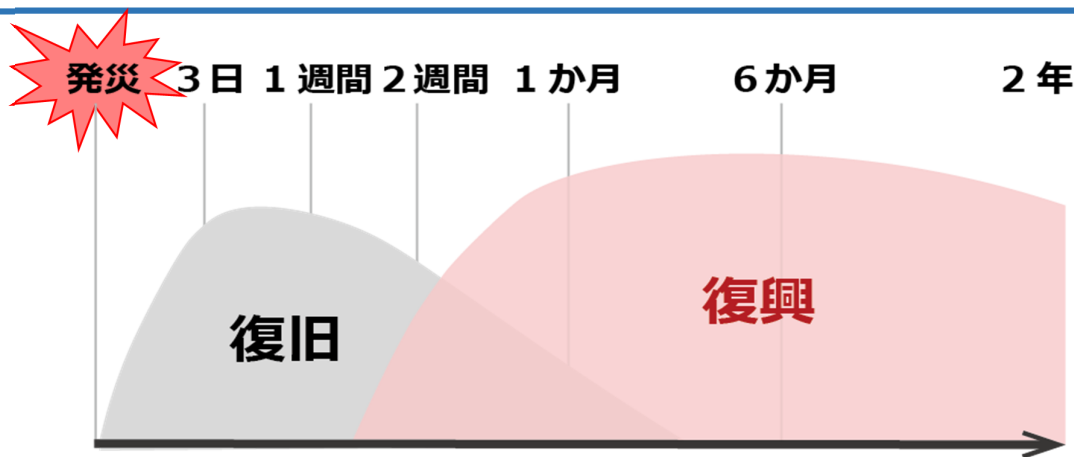
開会

- (1) 発災からの避難・生活再開に向けて
- (2) 復興のイメージづくり(DVD上映)
- (3) 講演
『地域のまとまりが、早期の復興を促す』
～阪神・淡路大震災からの学び～
- (4) 解説
- (5) 今後の予定

閉会

開会

■復興とは



復旧とは…

道路や電気・ガス・水道等の生活に不可欠なライフラインが被害を受けた場合、生活できるように元の状態に戻すことをいいます。

復興とは…

「安全性の向上」「生活環境の向上」「産業の高度化や地域振興」など、被災前に比べて、生活のための環境をより良いものにしていくことをいいます。

■震災復興まちづくり訓練とは

大地震で被災すると、住民も行政も目の前の応急対応におわれます。しかし、一方で早い時期から地域と行政が力を合わせて復興への取り組みを始めていくことが重要です。

このことから、自分たちのまちで地震被害が発生した場合、その後の復興をどのように進めていくか、震災前から準備しておく「事前復興」が重要とされています。

このために復興過程を疑似体験して、震災復興の手順や方針を話し合うなどして備えておくのが「震災復興まちづくり訓練」です。



ゆれによる被害の様子
(熊本県益城町)



液状化の様子(千葉県浦安市)
出典:一般財団法人消防防災科学センター



延焼火災の様子(神戸市長田区・須磨区)
出典:一般財団法人消防防災科学センター

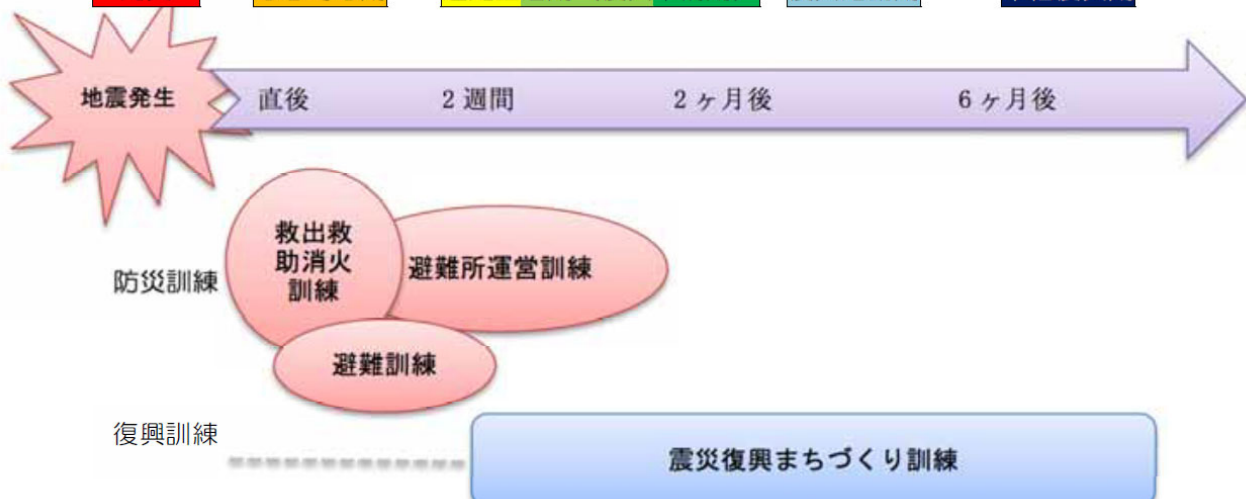
■防災訓練と震災復興まちづくり訓練

「防災訓練」では、災害直後から避難所生活までに必要な技術を習得してきました。

一方、「震災復興まちづくり訓練」は、避難所など応急対策が一段落した時期以降に生じる様々な課題をイメージし、それを解決する力を養うことを目的に行います。

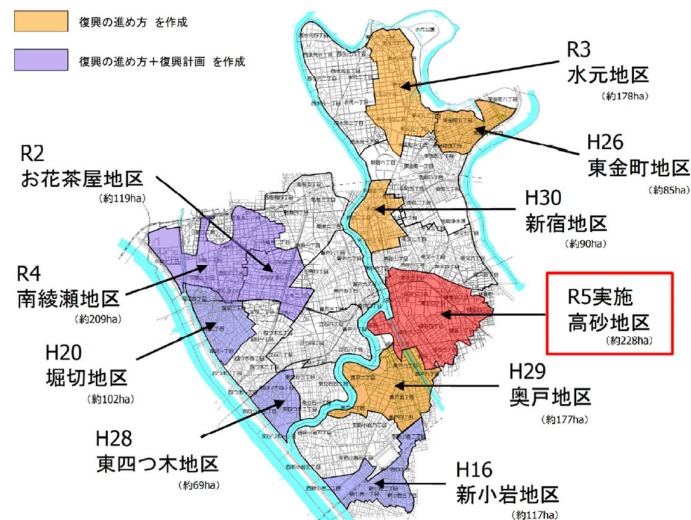
★訓練が想定する時期の違い

発災 → 応急対応期 → 避難生活期(復興準備期) → 復興始動期 → 本格復興期



■これまでの震災復興まちづくり訓練の取組

- 葛飾区では、震災を想定した復興まちづくり訓練を、区内19の自治町会連合会のうち9地区で実施してきました。
- 震災からどのように復興していくか、地域の皆さんと区、学識経験者などが話し合い、それぞれの地域における震災復興の進め方を取りまとめています。



グループワークの様子



まち歩き結果の報告



復興の進め方案の結果発表

(1) 発災からの 避難・生活再開に向けて

葛飾区 地域防災課

本日お話しすること

1. 発災から避難
2. 避難生活から復興に向けて

1. 発災から避難

11

首都直下地震等による被害想定

首都直下地震等による東京の被害
想定（平成24年公表）

南海トラフ巨大地震等による東
京の被害想定（平成25年公表）

10年ぶりの見直し



東京都の新たな被害想定

令和4（2022年）年5月25日

葛飾区の被害想定

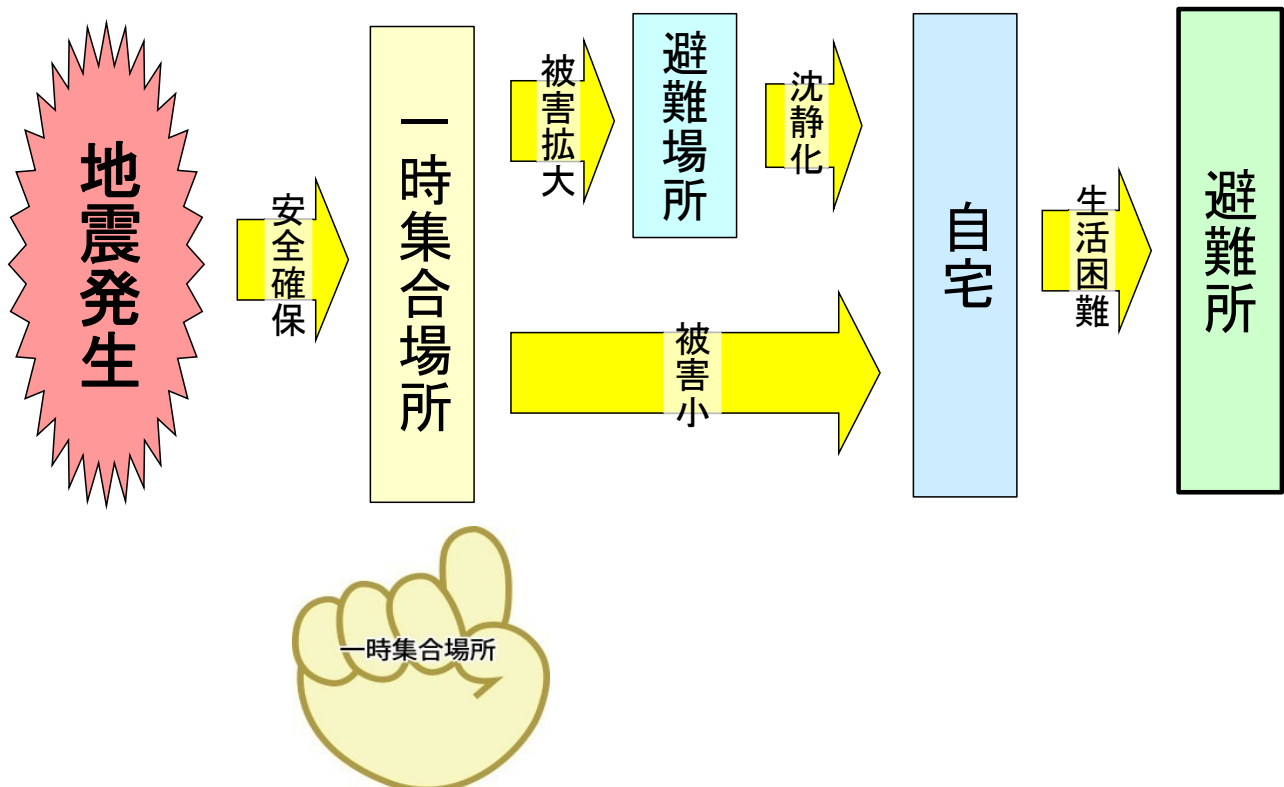
冬の夕方18時 風速8m/sの場合

(焼失棟数には倒壊棟数を含まない)

想定地震		平成24年公表	令和4年公表	区部全体(令和4年)
		東京湾北部地震	都心南部直下地震	
建物被害	全壊棟数	7,446棟	4,589棟	77,031棟
	火災被害	出火件数 43件	31件	533件
	焼失棟数	10,362棟	5,137棟	103,282棟
人的被害	死者数	500人	283人	5,722人
	負傷者数	5,515人	3,439人	84,965人
ライフライン被害	停電率	24.5%	15.6%	16.3%
	固定電話不通率	10.9%	5.5%	5.0%
	ガス供給停止率	67.0%	5.6%	31.2%
	断水率	71.2%	61.1%	34.1%
	下水道被害率	29.7%	7.0%	5.4%
避難者数		200,970人	169,051人	2,719,909人
帰宅困難者数		70,560人	31,738人	3,675,733人
自力脱出困難者数		2,113人	1,239人	29,429人

出典: 東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」

地震(災害)が発生したら!

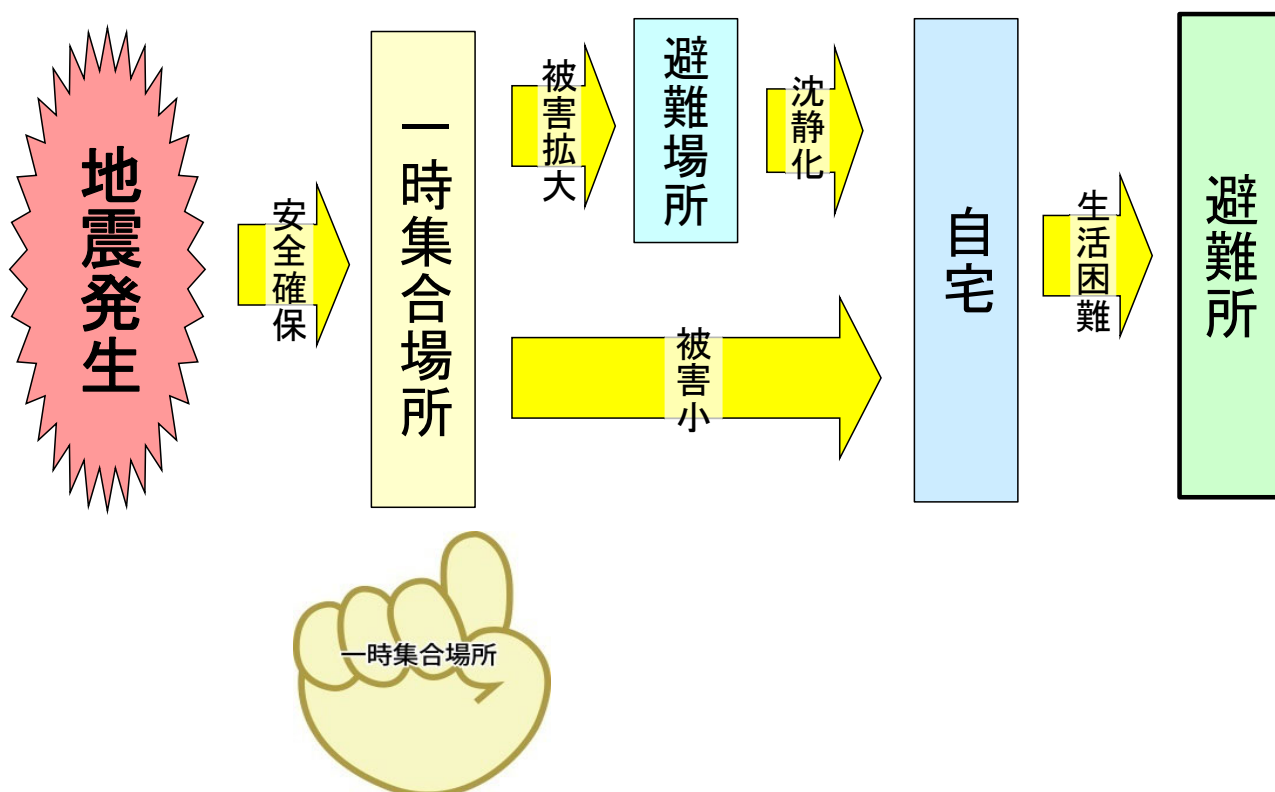


高砂地区の一時集合場所



自治町会名	一時集合場所
高砂南町会	高砂宮前児童遊園
高砂団地自治会	※高砂団地が避難場所にもあたるため、一時集合場所の指定なし。
細田一丁目町会	細田一丁目児童遊園
細田五丁目町会	細田鈴木農園
細田三丁目町会	細田小学校
細田四丁目町会	細田公園
高砂北町会	高砂やちよ公園、京成ドライビングスクール
鎌倉自治会	鎌倉小学校、鎌倉公園、都営鎌倉第三アパート広場、都営鎌倉一丁目住宅広場、みんなのひろば児童遊園
高砂一丁目町会	諏訪野公園
高砂一丁目団地自治会	高砂一丁目都営団地広場

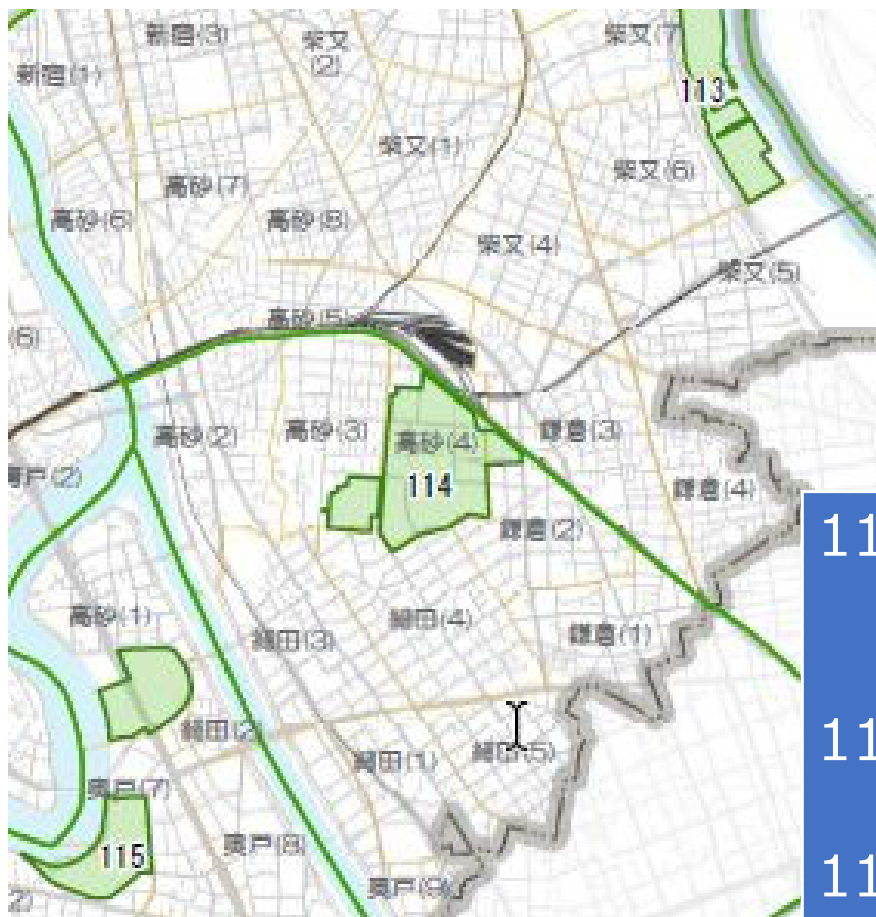
地震（災害）が発生したら！



高砂地区の避難場所

自治町会名	避難場所
高砂南町会	都営高砂団地一帯
高砂団地自治会	
細田一丁目町会	
細田五丁目町会	
細田三丁目町会	
細田四丁目町会	
高砂北町会	柴又野球場・ 江戸川緑地一帯
鎌倉自治会	
高砂一丁目町会	奥戸運動場
高砂一丁目団地自治会	

高砂地区の避難場所

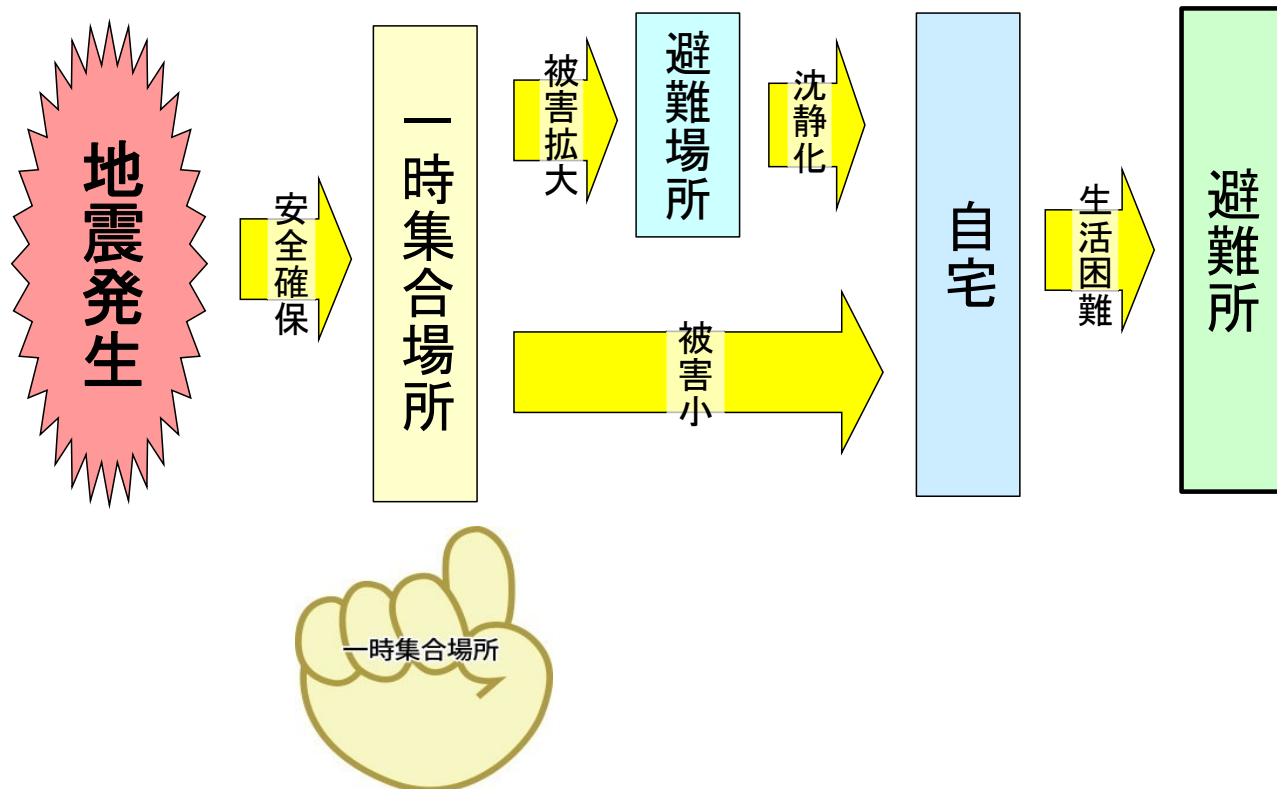


113 柴又野球場・
江戸川緑地一帯

114 都営高砂団地一帯

115 奥戸運動場

地震（災害）が発生したら！



2. 避難生活から復興に向けて

避難所



- ・ 災害により自宅が倒壊・焼失した方が、次の生活場所が見つかるまで、一時的に生活をする場所
- ・ 在宅避難をしている方への、物資や水、情報等を提供する生活拠点としての役割

高砂地区の避難所

自治町会名	避難所
高砂南町会	高砂小学校、高砂中学校
高砂団地自治会	旧明石小学校（総合教育センター）
細田一丁目町会	奥戸中学校
細田五丁目町会	
細田三丁目町会	細田小学校、奥戸小学校
細田四丁目町会	細田小学校
高砂北町会	住吉小学校
鎌倉自治会	鎌倉小学校、旧明石小学校（総合教育センター）
高砂一丁目町会	奥戸小学校
高砂一丁目団地自治会	

防災活動拠点

- 地域の救援活動の拠点や、ライフラインが使用できないときの生活拠点
- 防災活動拠点として公園を整備をしており、現在区内に35か所あります。



高砂地区の防災活動拠点

名称	所在地
細田公園	細田4-23-17
高砂北公園	高砂4-3-1
まんだら公園	鎌倉1-30-11

自宅での備蓄

- 物流が回復して、生活必需品等が入手しやすくなるのは発災からおよそ **1週間** . . .
- 飲料水や食糧は**最低でも3日分**、できれば**1週間分**を備蓄しておきましょう！
- 生理用品や簡易トイレ等、自分が生活をするために必要な物も多めに備蓄しておきましょう！



災害に備えて

備蓄品	
情報収集・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> LED懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料
施設内の一時避難	<input type="checkbox"/> 水（1人あたり___ℓ） <input type="checkbox"/> 食料（1人あたり___食分） <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具 <input type="checkbox"/> 簡易トイレ <input type="checkbox"/> 水のう（大きなゴミ袋） <input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> 発電機用燃料（ガスボンベ等） <input type="checkbox"/> 卓上コンロ
高齢者	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき
乳幼児	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> おんぶひも
その他	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> （ ）

応急復旧期からの動き

避難所生活から仮住まい生活に移る

①区民の動き

- ・罹災証明書の取得 ・住宅の応急修理
- ・被災者支援連絡会の活動・復興まちづくり等の検討

②区の動き

- ・地域で復興まちづくり計画作成
- ・罹災証明書の発行

復興に向けて、地域と区が協働で動いていきます。

最後に

- 発災後の対応については、「自分の生命を自分で守る」**自助**と「自分たちのまちは自分たちで守る」**共助**の理念が重要。
- 復興は**自助・共助・公助**が相互に連携する必要があります。
- これから復興やまちづくりの体制づくりを皆さまと一緒に考えていきましょう。

(2) 復興のイメージづくり(DVD上映)

オンライン
中継

(3) 『地域のまとまりが、早期の復興を促す』
～阪神・淡路大震災からの学び～

NPO法人 神戸まちづくり研究所 副理事長
松原 永季氏

高砂地区 震災復興まちづくり訓練

**地域のまとまりが、
早期の復興を促す
～阪神・淡路大震災からの学び～**

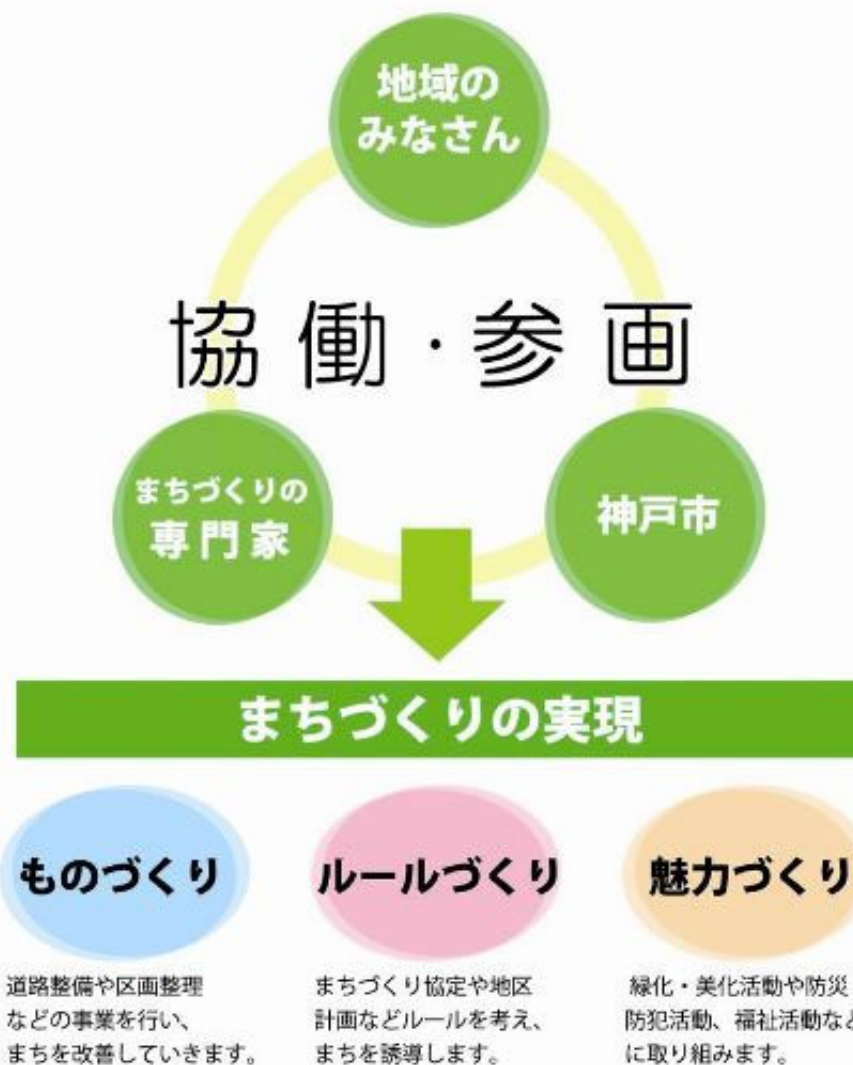
松原 永季
(神戸まちづくり研究所 副理事長)

令和5年8月19日

神戸市のまちづくり条例と

「まちづくり協議会」「まちづくり協定」

- ・都市計画法の改正(1980年)により「**地区計画**」創設→神戸市では「**まちづくり条例**(神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例)」(1981年)を制定→「**住民参加のまちづくり**」の制度的枠組
- ・対象区域の**住民、土地家屋所有者を会員**とした「**まちづくり協議会(まち協)**」を地域主体と位置付け
- ・**まちづくり専門家**を神戸市が派遣し、**まち協／専門家／市の三者連携**によりまちづくりを推進する仕組
- ・まち協と神戸市での「**まちづくり協定**」締結により新築建物に対する一定の制限(協議)が可能
- ・阪神・淡路大震災以前に29地区でまち協が設立(うち条例による認定12)
→地区特性にそった活動を展開

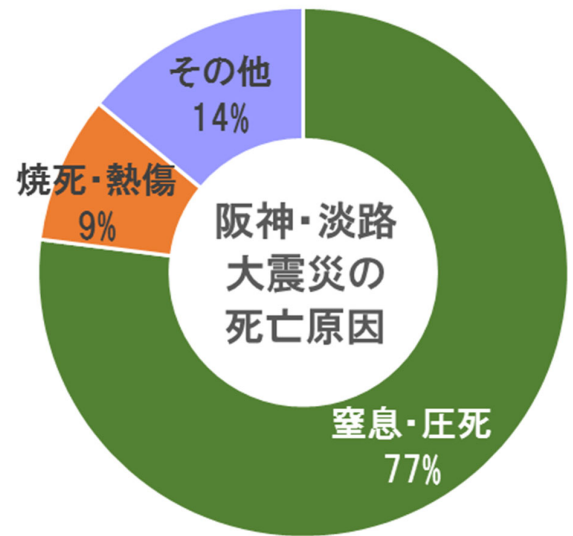


阪神・淡路大震災

- ・1995年1月17日兵庫県南部地震発生
→死者6,434人、全壊10.5万棟、半壊14.4万棟
一部損壊39万棟
- ・死者の80%程度は**建物の倒壊による圧死**(多くは木造住宅)→密集市街地では狭隘道路の閉塞も多い

防災基礎情報

地震と建物倒壊の関係

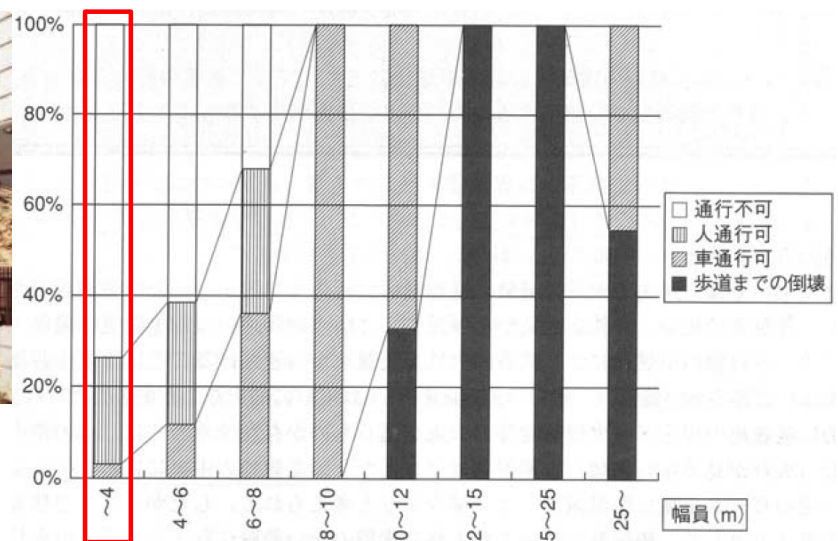


死亡原因の約8割は
建物等の倒壊による
窒息・圧死

阪神・淡路大震災時の調査データより

防災基礎情報

地震と細街路の関係



幅員 4 m 未満の道では、
73%が人の通行不可
96%が車の通行不可

阪神・淡路大震災時の調査データより

復興まちづくりとまちづくり協議会

- ・復興まちづくりの主軸は**土地区画整理事業**と**市街地再開発事業**、**災害公営住宅**の建設
- ・神戸市の場合、区画整理事業(5地区・約143.2ha)市街地再開発事業(2地区・約26.7ha)は、**震災復興促進地域**(市街地復興の対象地域約5,900ha)の**約3%**、**重点復興地域**(24地区・1,225ha)の**約14%**

→**白地地域**(区画整理・再開発の黒地地区以外)では任意事業(住市総)以外は支援のない**自力再建**

- ・住宅は、**避難所→仮設住宅→災害公営住宅**の**単線的供給**が中心で多様な選択肢が用意されず
- ・仮設住宅、公営住宅入居の各段階において**2度**、**コミュニティが分断**される

・黒地地区を中心に震災後、まち協が67地区で
設立、2011年3月時点で96地区のまち協が存在

→2段階方式の事業推進により住民参加を担保

→事業地区のまち協は事業終了後解散する傾向

・野田北部地区、住吉呉田地区などが新しいまち
づくり活動を展開

→非常時から平常時のまちづくりへと移行

●野田北部地区の位置



1993（平成5）年1月18日

野田北部まちづくり協議会発足

1994（平成6）年12月18日

コミュニティ道路・大国公園完成式典開催



再整備された大国公園

震災前から
地域のまとまりが
生まれていた

そして
1か月後・・・

1995（平成7）年1月17日午前5時46分 阪神淡路大震災発生



発災後、最初の3日間は、

行政の支援は全くなく、

住民自身で、

自分と家族と地域を

守るしかなかった。

震災後1ヶ月も経たないときに建築制限が指定された。

仕方ないこととはいえ、住民には寝耳に水だった。

震災復興まちづくりニュース(第1号)

神戸市住宅局
都市計画局
平成7年2月5日

震災からの復興に向けて 建築が制限される区域が指定されました

神戸は、1月17日夜明け前の地震によりたいへんな被害を受けました。しかし、市民の皆さんは、再生に向けて歩き出されています。皆さんのこうした動きこそが、神戸の復旧、復興へと実を結んでいくものです。こうした新しい街づくりを市民の

皆さんと共に取り組むために、総合的な市街地、住宅の整備を行ううえで必要な区域については、一定期間、そこで建物を建てることを辛抱していただき、その間に皆さんと共に、災害に強い街づくり計画を定めていきたいと考えています。

建築が制限される区域の指定

指定された区域はどこですか？

(森南地区)(六甲道駅周辺地区)(三宮地区)
(松本地区)(御菅地区)(新長田駅周辺地区)、
以上計6地区です。

詳しくは裏ページの図面をご覧ください。

どういう街づくり計画が予定されていますか？

次のような街づくりが予定されています。そのための話し合いをこれから始めさせていただきます。

- 土地区画整理事業が予定されている区域
(森南地区)(六甲道駅周辺地区)(松本地区)
(御菅地区)(新長田駅周辺地区)
- 市街地再開発事業が予定されている区域
(六甲道駅周辺地区)(新長田駅周辺地区)
- 地区計画が予定されている区域
(三宮地区)

建物は全く建てられないのですか？

次のような建物は建てることができます。

- ①2階建てまでの木造、鉄骨造り、コンクリートブロック造りなどの建築物
- ②応急仮設建築物、工所用仮設建築物など

いつまで制限するのですか？

平成7年2月17日までです。ただし、さらに1か月延長する場合があります。



問い合わせは、まちづくり区域担当へ

電話 242-2131

場所 サンボーホール2階

(中央区浜辺通5丁目・貿易センタービルの北隣)

時間 午前10時～午後6時

(当分の間 土・日曜日・祝日も行います)

さらに、被害の大きかった地区では、再開発等のまちづくりの案が示された。

仕方がないとはいえ、生活再建に忙しい、多くの住民の反発を招くものだった。

これはやがて、「**2段階都市計画**」という、権利者の意向を反映できる仕組みにより、比較的早期の同意を得ることができるようになった。

防災モデル都市をめざして

まちづくりの案を作りました

震災が起こってから、早くも1か月がたちました。神戸市では、今回の震災で特に被害が集中した新長田駅周辺地区、御影地区、松本地区、三民地区、六甲辺駅周辺地区、森南地区の6地区について、今回のような災害を二度と起こさないよう、「災害に強いまちづくり」を策定してきました。

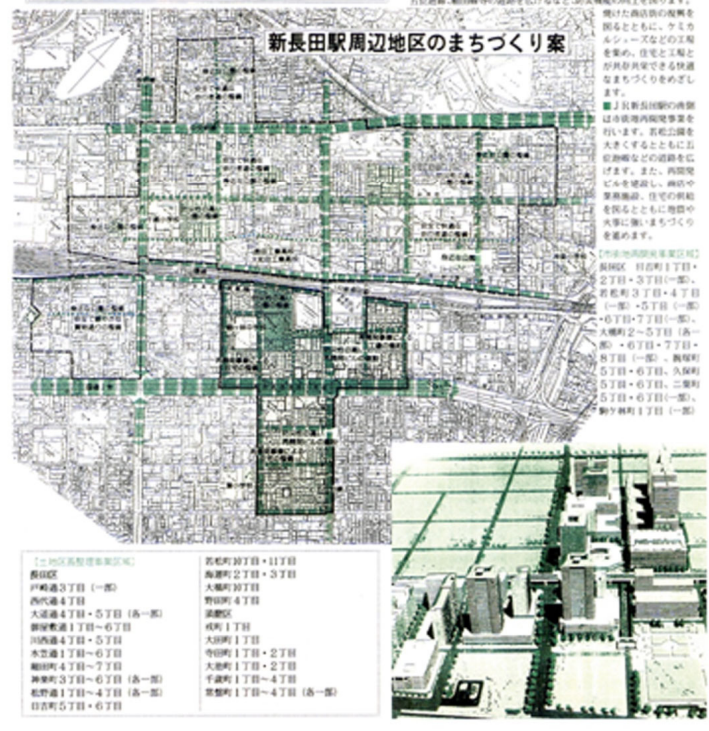
このたび、まちづくりの案を作りまとめたので、お知らせいたします。

新長田駅周辺地区

■この地区は北側と東側の東部は土地区画整理事業を行います。千歳小学校の南側及び、三民新長田地区と山崎の地区間の中間に2つの大きな防災集団転移地区を整備するとともに、1つは1つ特のためにも五反田、新長田等の道路を上げるなど、防災機能の向上を図ります。

■この地区は南側の西側には市街地内閣整理事業を行います。住宅密集を解消するとともに五反田等の道路を上げます。また、西側を公園に転換し、神崎や新長田等の道路を上げるなど、防災に強いまちづくりを推進します。

■この地区は東側の南側に新長田駅周辺地区(東部)の区域に1丁目・2丁目・3丁目(一部)・4丁目(一部)・5丁目(一部)・6丁目・7丁目(一部)・8丁目・9丁目(一部)・10丁目・11丁目(一部)・12丁目(一部)・13丁目(一部)・14丁目(一部)・15丁目(一部)・16丁目(一部)・17丁目(一部)・18丁目(一部)・19丁目(一部)・20丁目(一部)・21丁目(一部)・22丁目(一部)・23丁目(一部)・24丁目(一部)・25丁目(一部)・26丁目(一部)・27丁目(一部)・28丁目(一部)・29丁目(一部)・30丁目(一部)・31丁目(一部)・32丁目(一部)・33丁目(一部)・34丁目(一部)・35丁目(一部)・36丁目(一部)・37丁目(一部)・38丁目(一部)・39丁目(一部)・40丁目(一部)・41丁目(一部)・42丁目(一部)・43丁目(一部)・44丁目(一部)・45丁目(一部)・46丁目(一部)・47丁目(一部)・48丁目(一部)・49丁目(一部)・50丁目(一部)・51丁目(一部)・52丁目(一部)・53丁目(一部)・54丁目(一部)・55丁目(一部)・56丁目(一部)・57丁目(一部)・58丁目(一部)・59丁目(一部)・60丁目(一部)・61丁目(一部)・62丁目(一部)・63丁目(一部)・64丁目(一部)・65丁目(一部)・66丁目(一部)・67丁目(一部)・68丁目(一部)・69丁目(一部)・70丁目(一部)・71丁目(一部)・72丁目(一部)・73丁目(一部)・74丁目(一部)・75丁目(一部)・76丁目(一部)・77丁目(一部)・78丁目(一部)・79丁目(一部)・80丁目(一部)・81丁目(一部)・82丁目(一部)・83丁目(一部)・84丁目(一部)・85丁目(一部)・86丁目(一部)・87丁目(一部)・88丁目(一部)・89丁目(一部)・90丁目(一部)・91丁目(一部)・92丁目(一部)・93丁目(一部)・94丁目(一部)・95丁目(一部)・96丁目(一部)・97丁目(一部)・98丁目(一部)・99丁目(一部)・100丁目(一部)



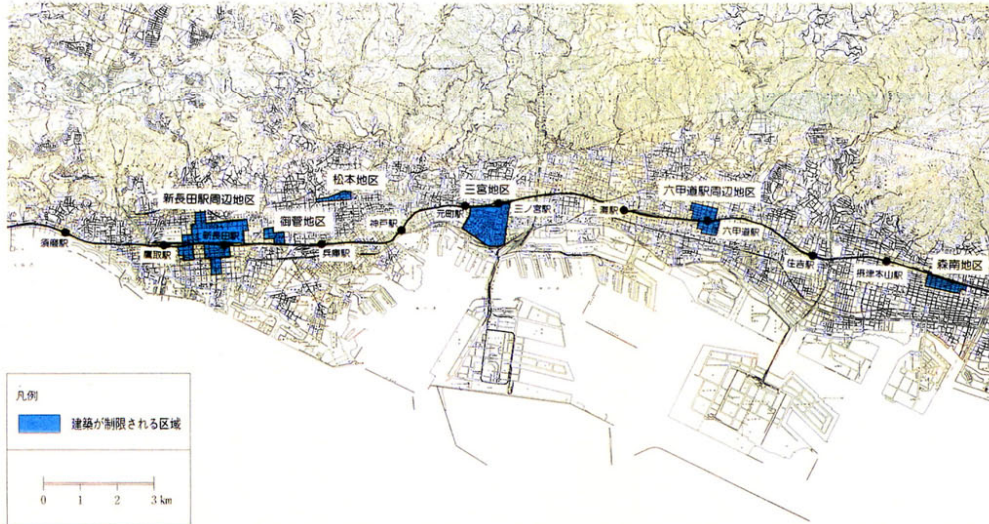
東区	西沢町3丁目(一部)	西沢町4丁目	大庄通4丁目・5丁目(一部)	新長田通1丁目・2丁目	川西通4丁目・5丁目	水立通1丁目・2丁目	船場町4丁目・5丁目(一部)	船場通1丁目・2丁目(一部)	日吉町5丁目・6丁目	西沢町3丁目・11丁目	船場町2丁目・3丁目	大庄町3丁目	船場町4丁目	船場町1丁目	大庄町1丁目	船場町1丁目・2丁目	大庄町1丁目・2丁目	大庄町1丁目・4丁目	船場町1丁目・4丁目(一部)
----	------------	--------	----------------	-------------	------------	------------	----------------	----------------	------------	-------------	------------	--------	--------	--------	--------	------------	------------	------------	----------------

阪神淡路大震災において、土地区画整理事業や市街地再開発事業が適用されたのは、震災復興促進地域の、**3%に過ぎなかった**重点復興地域(24地区)でも、**約14%だった。**

震災からの復興に向けて 建築が制限される区域が指定されました

神戸は、1月17日夜明け前の地震によりたいへんな被害を受けました。しかし、市民の皆さんは、再生に向けて歩き出されています。皆さんのこうした動きこそが、神戸の復旧、復興へと実を結んでいくものです。こうした新しい街づくりを市民の

皆さんと共に取り組むために、総合的な市街地、住宅の整備を行ううえで必要な区域については、一定期間、そこで建物を建てることを辛抱していただき、その間に皆さんと共に、災害に強い街づくり計画を定めていきたいと考えています。



建築が制限される区域の指定

指定された区域はどこですか？

(森南地区)(六甲道駅周辺地区)(三宮地区)
(松本地区)(御營地区)(新長田駅周辺地区)、
以上計6地区です。

詳しいは裏ページの図面をご覧ください。

どのような街づくり計画が予定されていますか？

次のような街づくりが予定されています。そのため

の話合いをこれから始めさせていただきます。

- 土地区画整理事業が予定されている区域
(森南地区)(六甲道駅周辺地区)(松本地区)
(御營地区)(新長田駅周辺地区)
- 市街地再開発事業が予定されている区域
(六甲道駅周辺地区)(新長田駅周辺地区)
- 地区計画が予定されている区域
(三宮地区)

建物は全く建てられないのですか？

次のような建物は建てることができます。

①2階建てまでの木造、鉄骨造り、コンクリートブ

ロック造りなどの建築物

②応急仮設建築物、工所用仮設建築物など

いつまで制限するのですか？

平成7年2月17日までです。ただし、さらに1か月

延長する場合があります。

問い合わせは、まちづくり区域担当へ

電話 242-2131

場所 サンポーホール2階

(中央区浜辺通5丁目・貿易センタービルの北隣)

時間 午前10時～午後6時

(当分の間 土・日曜日・祝日も行います)

白地地域

(区画整理も再開発もない地域)

においては、

地域や権利者がまとまらなければ、

自力再建するしかなかった。

神戸市で用いられた主な復興手法

土地区画整理事業

土地を少しずつ出し合い、道や公園を作る

市街地再開発事業

土地をまとめて高層ビルを作る

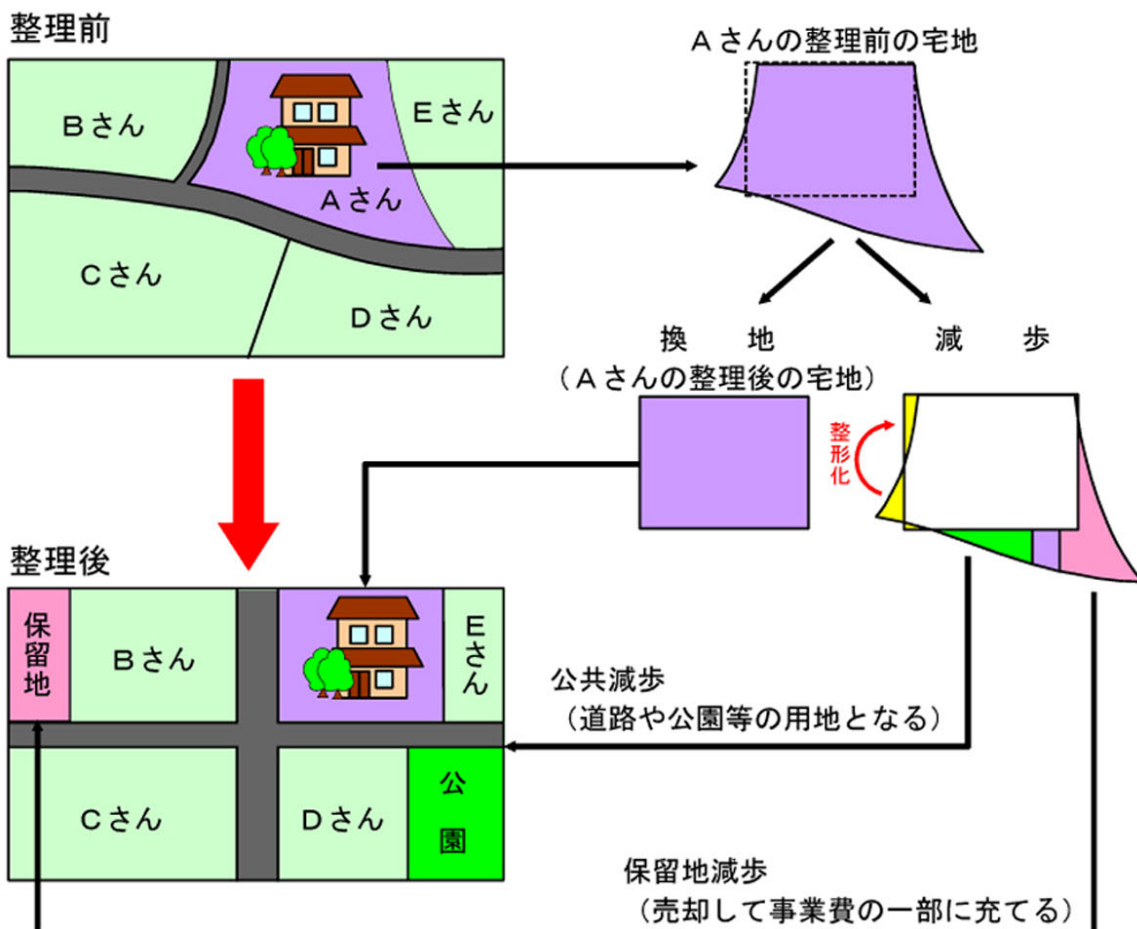
災害復興公営住宅

被災者向けの公営住宅を建てる

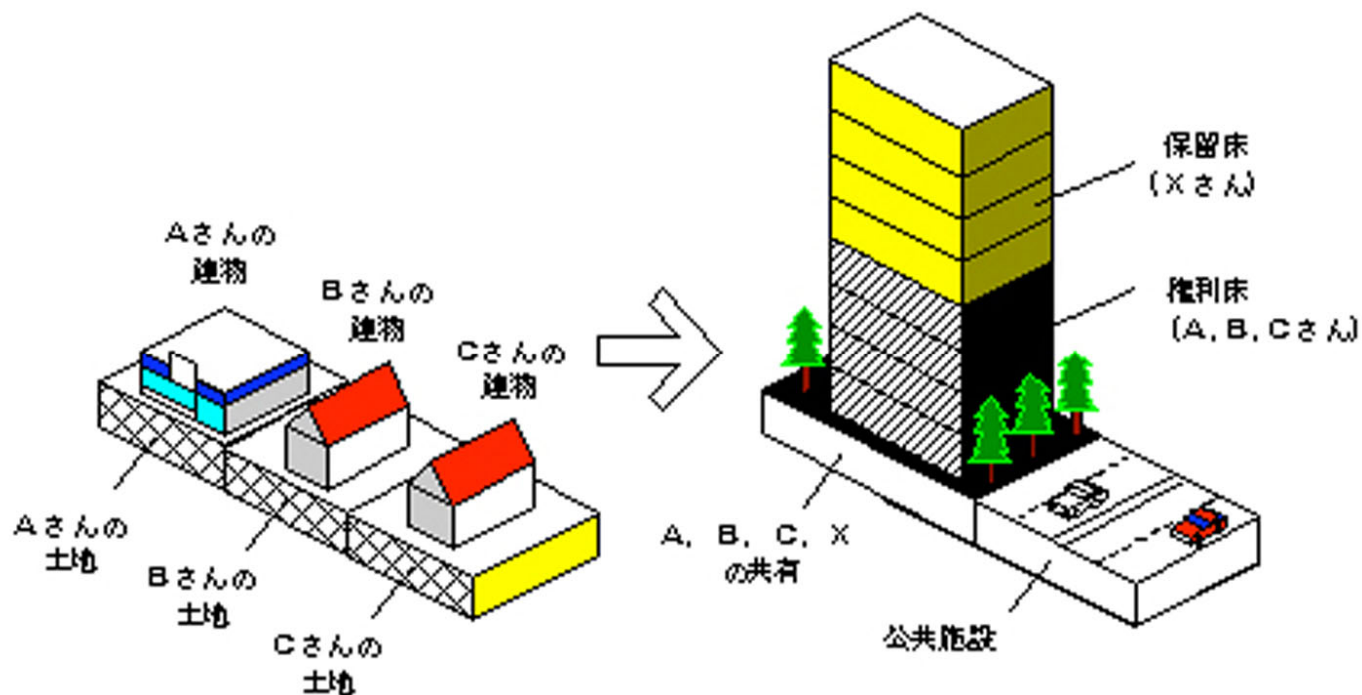
共同化・協調化

土地や形をまとめて建物を建てる

土地区画整理事業



市街地再開発事業

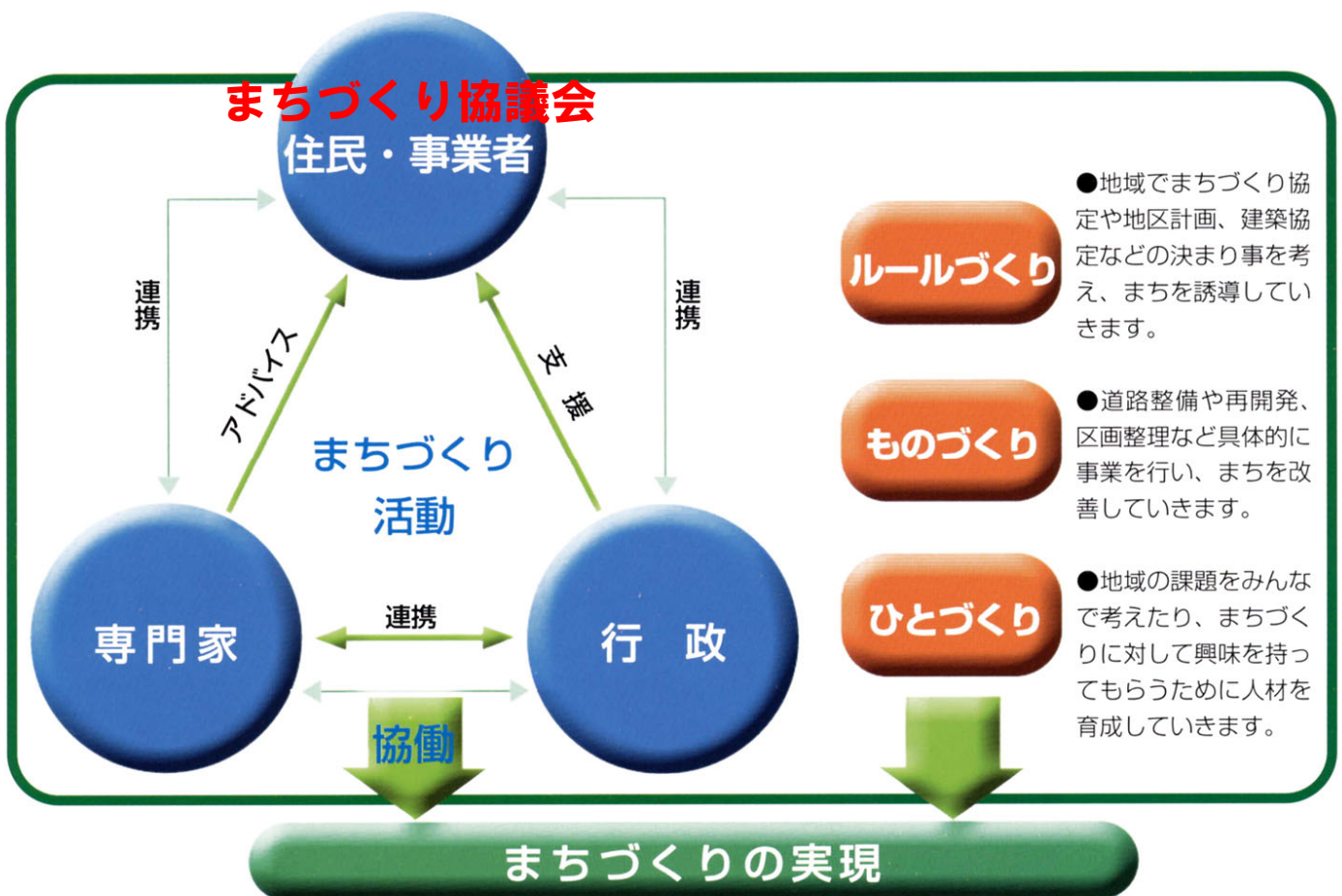


野田北部地区では、
地区の東半分が
区画整理の対象となった

まちづくり協議会とは...?

住民や権利者が、
まちの将来の姿を話し合い、
地域の意見をまとめる場

神戸市のまちづくりの進め方



**一方で、区画整理の対象外
となった西半分のまちづくりに
についても、3者の話し合いから、
望ましい手法が採択された。**

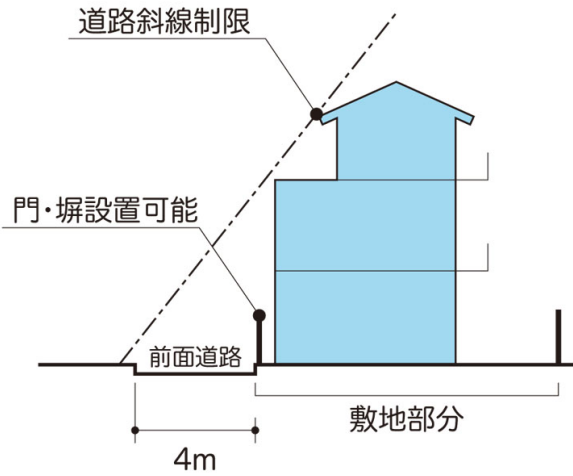
区画整理エリアとの整合性 ～地区計画の導入～



●街並み誘導型地区計画

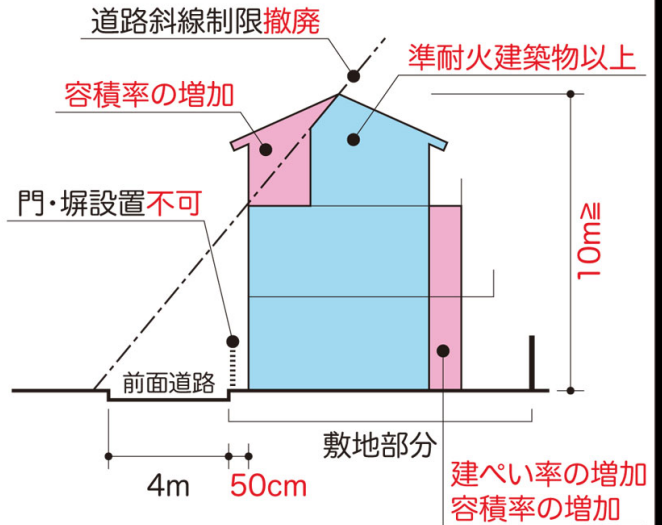
4m道路に面した住宅地区で敷地面積60m²の場合

従前の(地区計画がない)場合



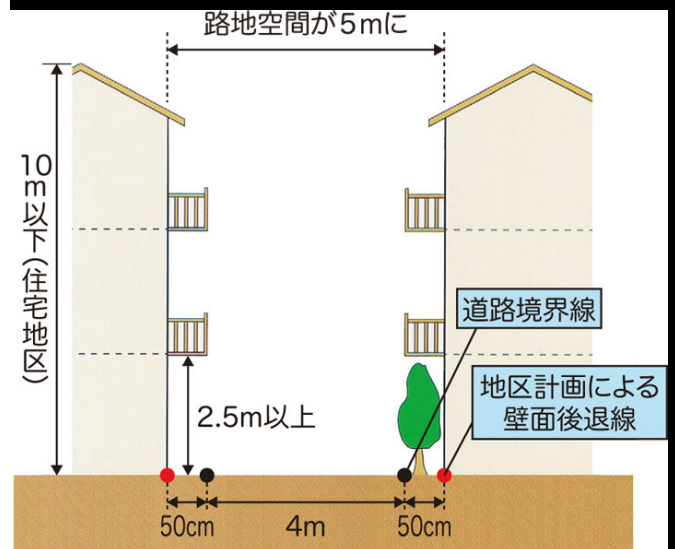
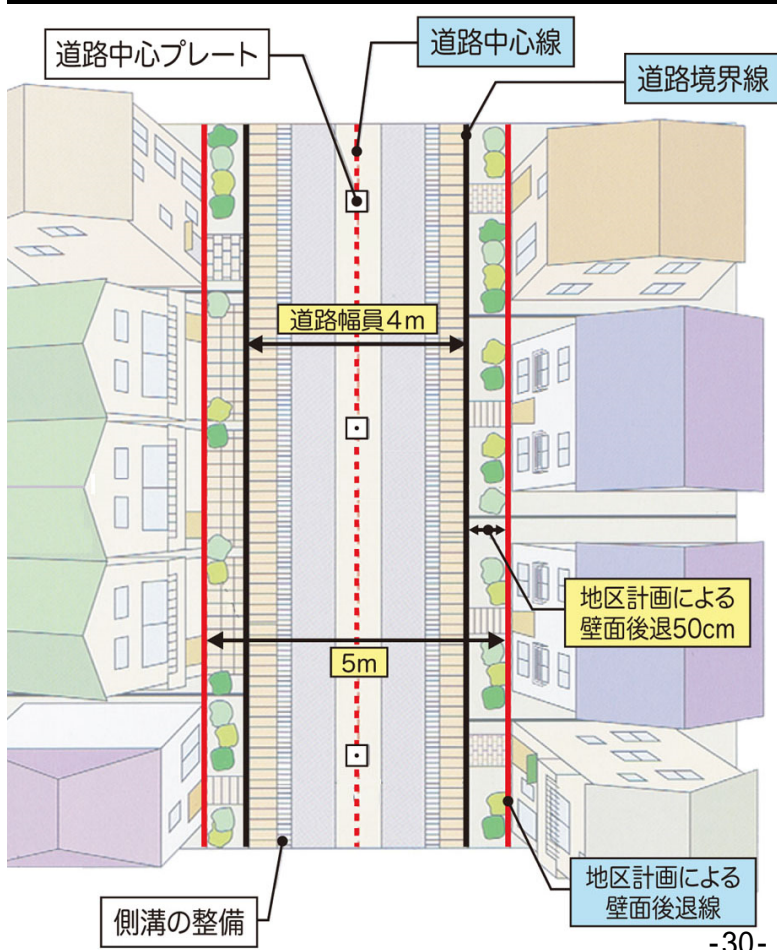
建ぺい率: 60% 建築面積: 36m²
容積率: 160% 延べ床面積: 96m²

現在の野田北部の場合



建ぺい率: 70% 建築面積: 42m²
容積率: 200% 延べ床面積: 120m²

●野田北部地区の細街路のイメージ



阪神淡路大震災での復興まちづくりの課題

■地域の絆（コミュニティ）が2度失われた。

1 度目：避難所→仮設住宅へ

2 度目：仮設住宅→復興公営住宅へ

■自力再建が難しい人には、

「仮設住宅から復興公営住宅」以外の
選択肢がなかった。

阪神淡路大震災での復興まちづくりの課題

■白地地域では、地域や権利者のまとまりがない
と、ほとんど支援が得られず、自力で再建する
しかなかった。

■借家人の多くが、希望しながらも、もと住んで
いた地域に戻れなかった。

■復興公営住宅での孤立化が進んだ。

→その後の災害復興で、教訓を生かした改善が図
られている。

**災害時に、
復旧に、
復興まちづくりに、
生活再建において、
重要だったものは、
地域の絆（コミュニティ）だった。**

(4) 解説

東京都立大学 中林 一樹 名誉教授

(5) 今後の予定

■高砂地区震災復興まちづくり訓練の進め方

〈対象〉

高砂地区（10自治町会）

〈会場〉

高砂地区センター
3階ホール

〈形式〉

約40名を4班に分け、
各班で意見交換しながら進めていきます。



アドバイザー

訓練各回と訓練全体の

アドバイスをいただきます

なかばやし いつき

中林 一樹 氏

東京都立大学 名誉教授／工学博士
葛飾区都市計画審議会会長 他

回	予定日	主な内容
ガイダンス	8/19	復興について学ぶ
第1回	10/7	地域協働の重要性を学び、 被災後の『住まい』の復興を考える
第2回	11/25	被災後の『都市』の復興を考える
第3回	1/27	「高砂地区震災復興の進め方」をまとめよう

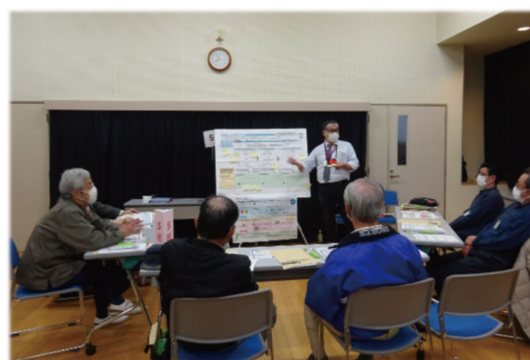
第1回：10月7日（土） 14:00～16:00

「地域協働の重要性を学び、 被災後の『住まい』の復興を考える」

- 葛飾区の被害想定と地域協働復興の流れ、体制等について学びます。
- 被災者になりきって、生活再建や仮住まいの確保について、話し合います。

■プログラム

1. 葛飾区の被害想定と
地域協働復興を知る
2. 高砂地区の特性と訓練用被害想定
3. 被災後の『住まい』の復興を考える
4. 発表と解説



「生活再建」について話し合った様子
（南綾瀬地区）

「被災後の『都市』の復興を考える」

- 復興で重要となる課題や復興資源について、事前に区が点検した結果をもとに話し合います。
- 被災者になりきって、まちの復興方針について話し合います。

■プログラム

1. 災害危険と復興の手がかりを探そう
2. 被災後の『都市』の復興を考える
3. 発表と解説



まちの様子について地図の上に整理
(南綾瀬地区)

「高砂地区震災復興の進め方」をまとめよう

- 訓練のまとめとして「高砂地区震災復興の進め方」について話し合います。
- 復興に向けて普段からできる取組について話し合います。

■プログラム

1. 「復興まちづくり計画(素案)」の説明
2. 「高砂地区震災復興の進め方」と「復興まちづくり計画」をまとめよう
3. 発表と解説



「復興の進め方」について話し合った様子
(南綾瀬地区)

《次回の予定》



日時：10月7日（土）14:00～16:00

場所：高砂地区センター 3階ホール

内容：地域協働の重要性を学び、
被災後の『住まい』の復興を考える